

仕様書

1. 件名

豊中市立庄内西小学校外 1 校で使用する電力調達（高圧）

2. 需給対象、需要設備の概要

別表 1 調達施設一覧表のとおり

3. 契約電力及び予定使用電力

別表 1 調達施設一覧表のとおり

（ただし、令和 6 年度実績値のため、見積価格を算出するための参考値とする。また、令和 8 年 4 月当初の契約電力は令和 8 年 3 月の値とする。それ以降は、その 1 月の最大需要電力と全 11 月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値を当該月の契約電力とする。）

4. 供給期間

令和 8 年（2026 年）4 月検針日から令和 9 年（2027 年）4 月検針日の前日（1 年間）
とする。

5. 検針日及び計量

1) 検針日

検針は各月ごとに、送配電事業者が定めた日（検針区域に応じて送配電事業者があらかじめ定めた毎月一定の日及び休日等を考慮して定めた日）に原則として実施するものとする。

2) 計量

計量は、計量装置により記録された値によるものとする。なお、電力使用量の単位は、1 kWh とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入する。

6. 需給地点

需要場所における、構内引き込み第 1 柱上の開閉器電源側接続点

7. 電気工作物の財産分界点

需給地点と同様とする。ただし、取引用計量装置は、旧一般電気事業者の所有とする。

8. 保安責任分界点

電気工作物の財産分界点と同様とする。

9. 供給条件

供給施設にて使用する電力量の全量を供給すること。

10. 電気料金の算定

電気料金の算定は毎月1月（前月の計量から当月の計量までの期間をいう。）の使用電力に基づく。電気料金は、基本料金と電力量料金に基づく2部料金制とする。

1) 基本料金

基本料金単価は、本地域の旧一般電気事業者が定める電気供給条件を上限とし、基本料金単価に契約電力及び力率割引値（または割増値）を乗じて算出すること。

(1) 力率

力率は、該当月の8時から22時までの時間における平均力率とする。単位は、%とし、小数点以下第1位を四捨五入する（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は100%とする。）。平均力率の算定式は当該地域を管轄する旧一般電気事業者の供給条件による。なお、入札価格算定時の力率は100%とする。

2) 電力量料金

電力量料金単価は、本地域の旧一般電気事業者が定める電気供給条件を上限とし、電力量料金単価に使用電力量を乗じて算出すること。

3) 燃料費調整額等

各月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引又は割増、電力量料金の燃料費調整額及び市場価格調整額、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、当該地域を管轄する旧一般電気事業者が定める特定規模需要電気供給条件によるものとする。

なお、入札価格の算定にあたっては、燃料費調整額、市場価格調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しないものとする。

4) 端数処理

電気料金を算出する際の端数処理は、以下のとおりとする。

- (1) 合計金額の単位は、1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。
- (2) 消費税及び地方消費税相当額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。

1 1. 電気の安定供給

需給者は、発注者に対し電気の安定供給に努めることとする。

1 2. 見積作成における留意点

- 1) 見積価格算定時の力率は100%とすること。
- 2) 見積価格は、現行の消費税率(10%)を適用すること。
- 3) 見積価格算定時には、燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金、市場価格調整額は考慮しないこと。

1 3. その他

- 1) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのない他の供給条件については、本地域の旧一般電気事業者が定める電気供給条件によるものとする。
- 2) 契約期間中に実際に使用される電力は、予定契約電力及び予定使用電力を上回り、または下回ることができるものとする。なお、予定使用電力量と実際に使用される電力量に相違があった場合においても料金の追加請求を行わないこと。
- 3) 事故等が発生した場合の連絡体制を確立させておくとともに、本市が指定する連絡先へ指示・報告ができるようにしておくこと。
- 4) 供給施設毎の電気使用量、電気料金、30分デマンド値が確認できるWEBページの提供及び、WEBページへアクセスするためのID、パスワードを発行すること。また、契約期間終了後、供給施設毎の供給期間における30分デマンド値データをエクセル形式にて提供すること。
- 5) 供給実施に際しての条件等詳細については、落札後に締結する電力調達契約書において定める。
- 6) 本仕様書に定めのない事項については、本地域の旧一般電気事業者が定める電気供給条件等に準ずるものとし、受給者と供給者とが協議して定める。